

会津地区各県立学校長 様

教 育 長

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対応について（通知）

このことについて、令和3年4月22日付3教健第100号で通知した「新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」により、感染拡大防止に努めることとしておりましたが、本日の新型コロナウイルス感染症対策本部員会議の「会津若松市における新型コロナウイルス感染症集中対策」を踏まえ、南会津地区を除く会津地区の県立学校において、下記のとおり対応するとともに、別添により生徒への指導をお願いします。

記

- 1 対象期間 令和3年5月3日（月）～令和3年5月16日（日）
- 2 学校における基本的な感染症対策について
  - (1) 健康観察の徹底
    - ① 体調チェックシート等により体調の確認を徹底すること。
    - ② 体調不良時の対応について、迅速な報告を含め、校内体制の構築を図ること。
    - ③ 体調不良者に対しては、必要に応じてかかりつけ医または受診・相談センターへの相談をすすめること。
  - (2) 宿泊を伴う学校行事を停止するとともに、感染リスクの高い学習活動（部活動を含む）についても停止すること。
  - (3) 昼食時の感染リスクを考慮した対策を講じること。
  - (4) 基礎疾患等がある児童生徒については、学校医等と連携した上で対応すること。
  - (5) 差別や偏見の防止のための指導を徹底すること。
- 3 部活動や対外的な交流について
  - (1) 部活動における練習試合及び合宿は禁止する。
  - (2) 各種大会への参加は認める。ただし、原則として、「緊急事態宣言」が発令された地域や「まん延防止等重点措置」が適用された地域など（以下「感染拡大地域」という。）への往来は行わないこと。
  - (3) 各種大会により他地域へ往来する場合は、宿泊を認めるが、参加人数を最小限にするなど、感染症対策を徹底すること。
  - (4) 下校時などの会食を控え、会話の際はマスクを着用すること。
  - (5) 外部団体と交流する場合は、感染症対策について協力を求めること。
- 4 家庭における基本的な感染症対策について
  - (1) 感染拡大地域から帰省・移動した家族や友人と一緒に過ごす場合は、家庭内においても、マスクの着用などの対策を行うこと。
  - (2) 同居する家族等に濃厚接触者がいる場合は、家庭内においてもマスク着用等の感染症対策を徹底すること。
- 5 連絡体制について  
保健所、学校医、担当課等への連絡体制を確認しておくこと。

（事務担当 高校教育課	主幹 亀田	電話 024-521-7769）
（事務担当 特別支援教育課	主幹 根本	電話 024-521-7779）
（事務担当 健康教育課	主幹 鈴木	電話 024-521-7777）